

徳労発基 0430 第 1 号
令和 8 年 4 月 3 0 日

各 労災保険指定医療機関の長 殿

徳島労働局長
(公印省略)

労災診療費算定基準の一部改定について

平素は、労災補償行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」（最終改正：令和 7 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号）をもって取り扱ってきたところですが、本年 3 月 5 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等が公布されたことなどに伴い、今般、労災診療費算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 6 月 1 日以降の診療に適用することとなりましたので、御案内申し上げます。

また、労働者災害補償保険における意見書料等の費用及び社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領が一部改正されており、当該取扱は令和 8 年 6 月 1 日以降からの適用となりますので、御留意願います。

なお、労災電子化加算については、措置期間が令和 10 年 3 月診療分まで延長されています。

【別添資料】

- ① 厚生労働省労働基準局長通知（最終改正：令和 8 年 4 月 21 日付け基発 0421 第 1 号「労災診療費算定基準について」）
- ② 厚生労働省労働基準局補償課長通知（令和 8 年 3 月 26 日付け基補発 0326 第 3 号「労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について」）
- ③ 労災保険関係文書料一覧（厚生労働省労働基準局長通知（最終改正：令和 8 年 3 月 27 日付け基発第 0327 第 12 号「労働者災害補償保険における診断書料の取扱いについて」）及び（令和 8 年 3 月 27 日付け基発 0327 第 5 号「社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正について」）別表参照）

10年保存
機密性 1
令和8年4月1日 令和18年3月31日

基 発 0326 第 14 号
令 和 8 年 3 月 26 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労災診療費算定基準の一部改定について

労災診療費の算定については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号「労災診療費算定基準について」（最終改正：令和 7 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「算定基準」という。）により取り扱ってきたところであるが、本年 3 月 5 日、「診療報酬の算定方法の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 69 号）等が公布されたことなどに伴い、今般、算定基準の一部を下記のとおり改め、本年 6 月 1 日以降の診療に適用することとしたので、了知の上、医療機関等に周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏なきを期されたい。

記

- 1 算定基準の記の 1 本文中、「（最終改正：令和 7 年 2 月 20 日）」を「（最終改正：令和 8 年 3 月 5 日）」に改める。
- 2 算定基準の記の 1（4）の「1,420 円」を「1,430 円」に改める。
また、イの「710 円」を「720 円」に、ウの「1,020 円」を「1,030 円」に改める。
- 3 算定基準の記の 1（18）の「2,000 円」を「2,200 円」に改める。
- 4 算定基準の記の 1（24）の「理学療法士、作業療法士及び公認心理師」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び公認心理師」に改める。

5 算定基準の記の 1 (28) の「理学療法士若しくは作業療法士」を「理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

6 算定基準の記の 1 (32) のアの文末に「また、高年齢被災労働者（60 歳以上）に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式 3 の 2 又は 4 の 2）」を交付した場合には 150 点を加算できるものとする。」を追記する。

また、ア、ウ、オの「理学療法士、作業療法士」を「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」に改める。

7 算定基準の記の 1 (33) の文末に「また、高年齢被災労働者（60 歳以上）に対して、別紙様式 6 の 2 の指導項目に基づき、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に 100 点を加算できるものとする。」を追記する。

また、「別添様式 6」を「別添様式 6 又は 6 の 2」に改める。

8 算定基準の記の 4 本文中、「(最終改正：令和 7 年 2 月 20 日)」を「(最終改正：令和 8 年 3 月 5 日)」に改める。

9 算定基準の記の 8 本文中、「入院室料加算の地域区分の甲地とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 に基づく人事院規則 9－49(地域手当)により支給区分が 1 級地から 5 級地とされる地域及び当該地域に準じる地域（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1 の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち 3 級地から 5 級地）をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。」を「入院室料加算の地域区分の甲地とは、令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1－1 の人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。ただし、当該別表 1－2 において令和 9 年 5 月 31 日までの間、級地の調整を行う地域が定められているため、令和 9 年 6 月 1 日以降は対象外地域となる地域があることに留意すること。」に改める。

10 上記 6 及び 7 の改定に基づき、別紙様式 3 の 2、4 の 2 及び 6 の 2 を追加する。

1 0 年 保 存
機 密 性 1
令和 8 年 4 月 1 日 令和 18 年 3 月 31 日

基 補 発 0326 第 3 号
令 和 8 年 3 月 26 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局補償課長

労災診療費算定基準の一部改定に伴う運用上の留意事項について

労災診療費算定基準の一部改定については、令和 8 年 3 月 26 日付け基発 0326 第 14 号（以下「局長通達」という。）により通知されたところであるが、この運用に当たっては、下記の事項に留意の上、対応に遺漏なきを期されたい。

記

1 再診料

健康保険において再診料の診療報酬点数が改正されたことを考慮し、労災保険における再診料を、1,430 円としたこと。

診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号）の別表第一医科診療報酬点数表の再診料の注 3 に該当する場合は、720 円としたこと。

歯科、歯科口腔外科の再診料について、他の病院（病床数 200 床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合の再診料を、1,030 円としたこと。

2 療養の給付請求書取扱料

「療養（補償）等給付たる療養の給付請求書（告示様式第 5 号又は第 16 号の 3）」を取り扱った場合（再発を除く。）の取扱料を、2,200 円としたこと。

3 職業復帰訪問指導料

医師の指示を受けて訪問指導を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

4 リハビリテーション情報提供加算

医師の指示を受けてリハビリテーションの情報提供を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

5 職場復帰支援・療養指導料

(1) 医師の指示を受けて職場復帰のために必要な説明及び指導を行う職種に言語聴覚士を追加したものであること。

(2) 高年齢労働者（60 歳以上）の労働災害は年々増加しており、労働災害による休業 4 日以上の子傷者数に占める 60 歳以上の高年齢者の割合は 30.0%に達している。

また、「高年齢労働者に発症した転倒災害等に係る労災補償給付等の範囲に関する研究（令和 6 年度労災疾病臨床研究）」（以下「同研究」という。）において、高年齢労働者は軽度な障害であっても、もともと身体予備機能が乏しく、治療・療養期間が長期化しやすいとされている。

さらに、同研究においては、高年齢労働者の復職を促進するために事業所と医療機関の連携強化、業務内容の柔軟な調整を行うことが重要であるとされているため、今般、「職場復帰支援・療養指導料」の内容を拡充して、高年齢被災労働者（60 歳以上）に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋」を交付した場合には 150 点を加算できるものとしたこと。

6 社会復帰支援指導料

同研究において、高年齢労働者はもともと身体予備機能が乏しく、復職後も労災を繰り返すリスクが高いとされている。

また、「高年齢者の労働災害防止のための指針」において、高年齢労働者の災害防止については自らが身体機能等の低下が労働災害リスクにつながることを自覚し、体力維持や生活習慣の改善の必要性を理解することが重要とされている。

高年齢労働者の労働災害の再発防止に寄与することを目的として、今般、「社会復帰支援指導料」の内容を拡充して、高年齢被災労働者（60 歳以上）に対して、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に 100 点を加算できるものとしたこと。

7 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用

健康保険において、食材費等の高騰を踏まえ、「入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準」の一部が改正され、食事療養の費用の額が引き上げられたため、改正後の金額

で算定することとしたこと。

8 入院室料加算の地域区分

令和8年3月5日付け保医発 0305 第7号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添3第8の別紙1—1及び1—2に基づく区分となること。

9 労災電子化加算

令和10年3月診療分まで措置するものであること。なお、当該取扱は令和8年4月1日診療分から適用すること。

労災保険関係文書料一覧

1. 労働者災害補償保険における診断書料の取扱いについて

	診断書等の種類	様式名	文書料
(診断書関係)			
1	障害（補償）等給付請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（障害（補償）等給付請求用）	4,000 → 7,000
2	障害（補償）等給付変更請求書に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（障害（補償）等給付請求用）	4,000 → 7,000
3	障害の状態にある遺族が遺族（補償）等年金転給等請求書に添付して提出する「障害の状態に関する診断書」	「労働者災害補償保険障害の状態に関する診断書」（年金通知用式第7号）	4,000 → 7,000
4	療養開始後1年6ヶ月を経過した日以後傷病（補償）等年金の支給決定に必要と認めた場合に「傷病の状態に関する届」に添付して提出する「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（じん肺、せき髄損傷、じん肺・せき髄損傷以外の3種類）（年金通知様式第2号の1、第3号、第4号）	4,000 → 6,000
5	療養開始後1年6ヶ月を経過した日において治っていない場合に、同日以後1ヶ月以内に提出する「傷病の状態に関する届」に添付して提出する「診断書」		
6	負傷又は疾病が毎年1月1日において療養開始後1年6ヶ月を経過しているときに同月中のいずれかの日の分を含む休業（補償）等給付請求書に添付して提出する「診断書」		
7	傷病（補償）等年金の受給者が障害の程度に変更があった場合に提出する「診断書」		
8	介護（補償）等給付の支給を受けようとする者が介護（補償）等給付支給請求書に添付して提出した「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（介護（補償）等給付請求用）	4,000 → 6,000
9	監督署長が、療養（補償）等給付を受けている者について療養の継続の要否、入院療養の要否、治ゆ等を判断するために必要と認め、診療担当医師に診断書の提出を求めた場合における当該「診断書」	「労働者災害補償保険診断書」（じん肺、せき髄損傷、じん肺・せき髄損傷以外の3種類）	5,000 → 6,000
(証明関係)			
1	休業（補償）等給付支給請求書の休業に関する診療担当者の証明	請求書様式第8号、第16号の6	2,000 → 2,200
2	看護の給付の看護費用の額の証明書における診療担当者の証明	昭和63年5月12日付け基発第315号別紙様式1	1,000 → 1,100

2. 社会復帰促進等事業としてのアフターケア実施要領の一部改正について

	診断書等の種類	様式名	文書料
(診断書関係)			
1	アフターケアを継続する必要性の確認のための「診断書」	「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」（様式第3号別紙）	5,000

※アフターケアの実施期間の更新に関する診断書の請求手続きについては、診断を行った実施医療機関が「アフターケア委託費請求書内訳書（様式第5号の2）」の「摘要」欄に診断書料5,000円と記載し請求できるようになります。

※上記1、2いずれにおいても令和8年6月1日以降の診療に適用

「労災診療費算定基準について」新旧対照表

新	旧
基 発 第 72 号 昭和 51 年 1 月 13 日 最終改正 <u>基 発 0300 第 0 号</u> <u>令和 8 年 3 月 00 日</u> 都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 労災診療費算定基準について 標記については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：<u>令和 7 年 3 月 25 日</u>）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、<u>令和 8 年 6 月 1 日以降</u>の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。 記 1 労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号（最終改正：<u>令和 8 年 3 月 5 日</u>））の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて行うものとする。 ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。 （１）～（３）（略）	基 発 第 72 号 昭和 51 年 1 月 13 日 最終改正 <u>基 発 0325 第 1 号</u> <u>令和 7 年 3 月 25 日</u> 各都道府県労働局長 殿 厚生労働省労働基準局長 労災診療費算定基準について 標記については、昭和 51 年 1 月 13 日付け基発第 72 号（最終改正：<u>令和 6 年 3 月 29 日</u>）により取り扱ってきたところであるが、今般、下記のとおり改め、<u>令和 7 年 4 月 1 日以降</u>の診療に適用するので、了知の上、取扱いに遺漏なきを期されたい。 記 1 労働者災害補償保険法（以下「法」という。）の規定による療養の給付に要する診療費の算定は、診療報酬の算定方法（平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 59 号（最終改正：<u>令和 7 年 2 月 20 日</u>））の別表第一医科診療報酬点数表及び第二歯科診療報酬点数表（以下「健保点数表」という。）の診療報酬点数（以下「健保点数」という。）に労災診療単価を乗じて行うものとする。 ただし、初診料、再診料、処置、手術、リハビリテーション料の一部及び入院基本料等の額又は点数は、次に定めるところによるものとする。 （１）～（３）（略）

(4) 再診料 <u>1,430 円</u> ア 一般病床の病床数 200 床未満の医療機関及び一般病床の病床数 200 床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。 イ 健保点数表（医科に限る。）の再診料の注 3 に該当する場合については、<u>720 円</u>を算定できる。 ウ 歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院（病床数 200 床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合は、<u>1,030 円</u>とする。 (5) ～ (17) (略) (18) 療養の給付請求取扱料 <u>2,200 円</u> 労災保険指定医療機関等において、「療養（補償）等給付たる療養の給付請求書（告示様式第 5 号又は第 16 号の 3）」を取り扱った場合（再発を除く。）に算定できる。 (19) ～ (23) (略) (24) 職場復帰訪問指導料 精神疾患を主たる傷病とする場合 1 日につき 770 点 その他の疾患の場合 1 日につき 580 点 ア 傷病労働者（入院期間が 1 月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を 2 か月以上継続している者であって、就労が可能と医師が認める者。）が職業復帰を予定している事業場に対し、医師等（医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>及び公認心理師をいう。以下同じ。）又は医師の指示を受けたソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士をいう。以下同じ。）が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導（以下「訪問指導」という。）を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場	(4) 再診料 1,420 円 ア 一般病床の病床数 200 床未満の医療機関及び一般病床の病床数 200 床以上の医療機関の歯科、歯科口腔外科において再診を行った場合に算定できるものとする。 イ 健保点数表（医科に限る。）の再診料の注 3 に該当する場合については、710 円を算定できる。 ウ 歯科、歯科口腔外科の再診について、他の病院（病床数 200 床未満に限る）又は診療所に対して、文書による紹介を行う旨の申出を行ったにもかかわらず、当該医療機関を受診した場合の定額負担料（健康保険における選定療養費）を傷病労働者から徴収した場合は、1,020 円とする。 (5) ～ (17) (略) (18) 療養の給付請求取扱料 2,000 円 労災保険指定医療機関等において、「療養（補償）等給付たる療養の給付請求書（告示様式第 5 号又は第 16 号の 3）」を取り扱った場合（再発を除く。）に算定できる。 (19) ～ (23) (略) (24) 職場復帰訪問指導料 精神疾患を主たる傷病とする場合 1 日につき 770 点 その他の疾患の場合 1 日につき 580 点 ア 傷病労働者（入院期間が 1 月を超えると見込まれる者又は入院治療を伴わず通院療養を 2 か月以上継続している者であって、就労が可能と医師が認める者。）が職業復帰を予定している事業場に対し、医師等（医師又は医師の指示を受けた看護職員（看護師及び准看護師。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士及び公認心理師をいう。以下同じ。）又は医師の指示を受けたソーシャルワーカー（社会福祉士及び精神保健福祉士をいう。以下同じ。）が当該傷病労働者の同意を得て職場を訪問し、当該職場の事業主に対して、職業復帰のために必要な指導（以下「訪問指導」という。）を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合に、入
--	---

合に、入院中及び通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、入院中及び通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。 イ～エ（略） (25) ～ (27) （略） (28) リハビリテーション情報提供加算 200点 健保点数表の診療情報提供料が算定される場合であつて、医師又は医師の指揮管理のもと理学療法士、<u>作業療法士若しくは言語聴覚士</u>が作成した職場復帰に向けた労災リハビリテーション実施計画書（転院までの実施結果を付記したもの又は添付したものに限る。別紙様式5）を、傷病労働者の同意を得て添付した場合に算定できるものとする。 (29) ～ (31) （略） (32) 職場復帰支援・療養指導料 <table><tr><td>①精神疾患を主たる傷病とする場合</td><td>初回</td><td>900点</td></tr><tr><td></td><td>2回目</td><td>560点</td></tr><tr><td></td><td>3回目</td><td>450点</td></tr><tr><td></td><td>4回目</td><td>330点</td></tr><tr><td>②その他の疾患の場合</td><td>初回</td><td>680点</td></tr><tr><td></td><td>2回目</td><td>420点</td></tr><tr><td></td><td>3回目</td><td>330点</td></tr><tr><td></td><td>4回目</td><td>250点</td></tr></table> ア 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエについて同じ。）に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理	①精神疾患を主たる傷病とする場合	初回	900点		2回目	560点		3回目	450点		4回目	330点	②その他の疾患の場合	初回	680点		2回目	420点		3回目	330点		4回目	250点	院中及び通院中に合わせて3回（入院期間が6月を超えると見込まれる傷病労働者にあつては、入院中及び通院中に合わせて6回）に限り算定できるものとする。 イ～エ（略） (25) ～ (27) （略） (28) リハビリテーション情報提供加算 200点 健保点数表の診療情報提供料が算定される場合であつて、医師又は医師の指揮管理のもと理学療法士若しくは作業療法士が作成した職場復帰に向けた労災リハビリテーション実施計画書（転院までの実施結果を付記したもの又は添付したものに限る。別紙様式5）を、傷病労働者の同意を得て添付した場合に算定できるものとする。 (29) ～ (31) （略） (32) 職場復帰支援・療養指導料 <table><tr><td>①精神疾患を主たる傷病とする場合</td><td>初回</td><td>900点</td></tr><tr><td></td><td>2回目</td><td>560点</td></tr><tr><td></td><td>3回目</td><td>450点</td></tr><tr><td></td><td>4回目</td><td>330点</td></tr><tr><td>②その他の疾患の場合</td><td>初回</td><td>680点</td></tr><tr><td></td><td>2回目</td><td>420点</td></tr><tr><td></td><td>3回目</td><td>330点</td></tr><tr><td></td><td>4回目</td><td>250点</td></tr></table> ア 傷病労働者（入院治療後通院療養を継続しながら就労が可能と医師が認める者又は入院治療を伴わず通院療養を2か月以上継続している者で就労が可能と医師が認める者。下記イからエについて同じ。）に対し、当該労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式	①精神疾患を主たる傷病とする場合	初回	900点		2回目	560点		3回目	450点		4回目	330点	②その他の疾患の場合	初回	680点		2回目	420点		3回目	330点		4回目	250点
①精神疾患を主たる傷病とする場合	初回	900点																																															
	2回目	560点																																															
	3回目	450点																																															
	4回目	330点																																															
②その他の疾患の場合	初回	680点																																															
	2回目	420点																																															
	3回目	330点																																															
	4回目	250点																																															
①精神疾患を主たる傷病とする場合	初回	900点																																															
	2回目	560点																																															
	3回目	450点																																															
	4回目	330点																																															
②その他の疾患の場合	初回	680点																																															
	2回目	420点																																															
	3回目	330点																																															
	4回目	250点																																															

箋（別紙様式 1 ～ 4）」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に月 1 回に限り算定できるものとする。<u>また、高年齢被災労働者（60 歳以上）に対して、就労に当たっての療養上必要な指導事項及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋（別紙様式 3 の 2 又は 4 の 2）」を交付した場合には 150 点を加算できるものとする。</u> イ（略） ウ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。 エ（略） オ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、<u>言語聴覚士</u>若しくはソーシャルワーカーが、傷病労働者の勤務する事業場の事業主等又は産業医から、文書又は口頭で、療養と就労の両方を継続するために治療上望ましい配慮等について、助言を得て、医師が治療計画の再評価を実施し、必要に応じ治療計画の変更を行うとともに、傷病労働者に対し、治療計画変更の必要性の有無や具体的な変更内容等について説明を行った場合に、1 回につき 600 点を加算できるものとする。 (33) 社会復帰支援指導料 130 点 3 か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活（就労を含む。）上の注意事項等について、医師が指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一傷病労働者につき、1 回に限り算定できるものとする。<u>また、高年齢被災労働者（60 歳以上）に対して、別紙様式 6 の 2 の指導項目に基づき、個々の高年齢労働者の健康や体力の状況を踏まえた具体的な指導等を行った場合に 100 点を加算できるものとする。</u> 当該指導は、別紙様式 6 <u>又は 6 の 2</u> の指導項目に基づいて行うこととし、算定にあたっては、別紙様式 6 <u>又は 6 の 2</u> に必要事項を記載して診療録に添付することとする。	1 ～ 4）」を当該労働者に交付し、職場復帰のために必要な説明及び指導を行った場合に月 1 回に限り算定できるものとする。 イ（略） ウ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士、公認心理師若しくはソーシャルワーカーが、当該労働者の同意を得て、当該医療機関等に赴いた当該労働者の所属事業場の事業主と面談の上、職場復帰のために必要な説明及び指導を行い、診療録に当該指導内容の要点を記載した場合についても算定できる。 エ（略） オ 傷病労働者の主治医又はその指示を受けた看護職員、理学療法士、作業療法士若しくはソーシャルワーカーが、傷病労働者の勤務する事業場の事業主等又は産業医から、文書又は口頭で、療養と就労の両方を継続するために治療上望ましい配慮等について、助言を得て、医師が治療計画の再評価を実施し、必要に応じ治療計画の変更を行うとともに、傷病労働者に対し、治療計画変更の必要性の有無や具体的な変更内容等について説明を行った場合に、1 回につき 600 点を加算できるものとする。 (33) 社会復帰支援指導料 130 点 3 か月以上の療養を行っている傷病労働者に対して、治ゆが見込まれる時期及び治ゆ後における日常生活（就労を含む。）上の注意事項等について、医師が指導を行い、診療費請求内訳書の摘要欄に、指導年月日及び治ゆが見込まれる時期を記載した場合に、同一傷病労働者につき、1 回に限り算定できるものとする。 当該指導は、別紙様式 6 の指導項目に基づいて行うこととし、算定にあたっては、別紙様式 6 に必要事項を記載して診療録に添付することとする。
---	--

(34) (略) 2・3 (略) 4 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和 8 年 3 月 5 日）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養に定める金額の 1.2 倍により算定するものとする。 なお、10 円未満の端数については四捨五入すること。 5 指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 67 号（最終改正：令和 8 年 3 月 5 日）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。 6・7 (略) 8 入院室料加算の地域区分の甲地とは、<u>令和 8 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 7 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1—1 の人事院規則で定める地域及び当該地域に準じる地域をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。ただし、当該別表 1—2 において令和 9 年 5 月 31 日までの間、級地の調整を行う地域が定められているため、令和 9 年 6 月 1 日以降は対象外地域となる地域があることに留意すること。</u> 9 (略) 別紙 1 ～ <u>6 の 2</u> (略)	(34) (略) 2・3 (略) 4 入院時の食事に係る療養の給付に要する費用については、平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 99 号（最終改正：令和 7 年 2 月 20 日）別表食事療養及び生活療養の費用額算定表の第一食事療養に定める金額の 1.2 倍により算定するものとする。 なお、10 円未満の端数については四捨五入すること。 5 指定訪問看護事業者に係る療養の給付に要する費用については、平成 20 年 3 月 5 日厚生労働省告示第 67 号（最終改正：令和 6 年 3 月 5 日）別表訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法により算定するものとする。 6・7 (略) 8 入院室料加算の地域区分の甲地とは、<u>一般職の職員の給与に関する法律(昭和 25 年法律第 95 号) 第 11 条の 3 に基づく人事院規則 9—49(地域手当)により支給区分が 1 級地から 5 級地とされる地域及び当該地域に準じる地域（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 5 号「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の別添 3 第 8 の別紙 1 の人事院規則で定める地域に準じる地域のうち 3 級地から 5 級地）</u>をいい、入院室料加算の地域区分の乙地とは、甲地以外の地域をいう。 9 (略) 別紙 1 ～ <u>6</u> (略)
---	--

労災診療費算定基準が改定

2026年6月以降の診療分に適用されます

主な改定点

1. 再診料を引き上げます
2. 入院時食事療養費を引き上げます
3. 療養の給付請求書取扱料を引き上げます
4. 各種文書料を引き上げます
(新たに「アフターケア実施期間の更新に関する診断書」の診断書料が支給されます)
5. 60歳以上の高年齢労働者に係る加算を設けます
6. 労災電子化加算の措置期間が2028年3月診療分までに延長されます

1. 再診料の引き上げ

労災診療費の再診料の金額を、以下のとおり引き上げます。

【再診料】

- ・1,420円 → **1,430円**
- ・ 710円 → **720円** (同一日に複数診療科受診時の2科目め)
- ・1,020円 → **1,030円** (紹介状なしで受診した場合の定額負担を求める場合) ※歯科のみ

2. 入院時食事療養費の引き上げ

入院時食事療養費の金額を以下のとおり引き上げます。

【入院時食事療養費(Ⅰ)1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 830円 → **880円**
- ② 流動食のみを提供する場合 750円 → **800円**

【入院時食事療養費(Ⅱ)1食につき】

- ① ②以外の食事療養を行う場合 670円 → **720円**
- ② 流動食のみを提供する場合 610円 → **660円**

3. 療養の給付請求書取扱料の引き上げ

療養の給付請求書取扱料の金額を2,000円から**2,200円**に引き上げます。

4. 各種文書料の引き上げ

労災診療費の文書料を、以下のとおり引き上げます。

- ・障害(補償)等給付請求用診断書料 4,000円 → **7,000円**
- ・その他の診断書料 3,000～5,000円 → **4,000～6,000円**
- ・証明書料 2,000円 → **2,200円**

また、令和8年6月1日より、新たに「アフターケア実施機関の更新に関する診断書」について、1通につき**5,000円**を支給します(「アフターケア委託費請求内訳書」の「摘要」欄に診断書料5,000円と記載することにより、アフターケアに要した費用として請求できるようになりました)。

※詳細は労災診療費算定マニュアル(令和8年6月版)の参考15をご確認ください。

5. 高年齢被災労働者(60歳以上)に係る加算

高年齢被災労働者(60歳以上)に係る加算を、以下のとおり設けます。

・職場復帰支援・療養指導料

高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、就労に当たっての療養上及び就労上必要な指導事項を記載した「指導管理箋(60歳以上被災労働者用)」を交付した場合に**150点**を上乗せして算定する

・社会復帰支援指導料

高年齢被災労働者(60歳以上)に対して、医師が、日常生活上の注意事項等について、「再発防止のための指導項目(60歳以上被災労働者用)」の指導項目に基づき指導等を行った場合に**100点**を上乗せして算定する

※詳細は労災診療費算定マニュアル(令和8年6月版)をご確認ください。

6. 労災電子化加算の措置期間の延長

電子情報処理組織の使用による労災診療費請求または光ディスク等を用いた労災診療費請求を行った場合、当該診療費請求内訳書1件につき5点を算定できます。この加算の措置期間が**2028年3月診療分まで**となりました(**2026年4月以降の診療分から適用します**)。

※ 薬剤費レセプトは、「労災電子化加算」の対象とはなりません。

※ 電子レセプト請求を開始するにあたっては、所定の手続きが必要となります。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください、ヘルプデスクへお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システムヘルプデスク

TEL: 0120-631-660

労災レセプト電算処理システムについてはこちら ▶



労災診療費算定基準
算定マニュアル
(令和8年6月版)
および各種様式



障害（補償）等給付請求書に添付して提出する診断書の様式を見直しました

障害（補償）等給付に係る診断書様式の検討結果を踏まえ、障害（補償）等給付請求用診断書の様式を見直しました。主な変更点は以下のとおりです。

●主な変更点

- 全ての部位ごとに、障害等級認定基準に定められた障害の有無の欄を追加しました。
- 眼、耳の障害等について、各種検査結果の記載欄を追加しました。
- 口の障害等について、認定要件を満たす障害の状態があるか否かの記載欄（歯牙障害については歯科補綴を加えた歯の数等）を追加しました。
- 眼瞼や、耳介、鼻軟骨部の欠損、醜状障害、上肢及び下肢の欠損障害について、障害の状態を確認するため、記載欄に人体図等を追加しました。

※従来の様式から大幅に変更となっているのでご注意ください

●改正後の診断書を作成していただく際には、別紙の「診断書記載例」をご参照下さい。

●**令和8年6月1日以降**に、改正後の診断書により障害等級認定事務を行います。

なお、改正後の診断書は最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署でも配布しております。また、以下の厚生労働省ホームページにも掲載しております。

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/content/12401000/001685721.pdf>

このリーフレットに関し、ご不明な点等ございましたら最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

勞働者災害補償保険診断書

田长喜(编辑) 柳海

氏名	名	生年	年	月	日	年	月	日
姓	名	氏	姓	又	は	現	病	名
連	名	初	診	年	月	日	年	月
達	の	治	ゆ	(	症	状	固	定
既	の	部	位	年	月	日	年	月
往	歴	既	存	歴	者			
及	家							
業	の							
び	内							
の	運							
運	送							

各部位の障害の詳細					（各部位の障害について、該当項目や有・無に○印を付する欄に示す）	
①	ア 運動機能障害の有無	有・無	イ 身体性障害の有無 (障害等)	有・無		
ウ 非器質性の精神障害の有無	有・無	エ その他、疾病などの身体障害	有・無			
②	ア 呼吸器の障害	有・無	イ 循環器の障害の有無	有・無		
ウ 消化器の障害	有・無	エ 泌尿器の障害の有無	有・無			
エ 生殖器の障害	有・無	オ 生殖器の障害	有・無			
オ 生体組織の障害	有・無					
③	ア 視力の障害	イ 聴覚機能の障害	ウ 運動障害	エ 眼筋の障害	オ 外傷性数値	
ア 視力の障害	視力	聴覚機能の障害	運動障害	眼筋の障害	外傷性数値	
イ 聴覚機能の障害	聴覚機能	運動障害	眼筋の障害	外傷性数値		
ウ 運動障害	運動障害	眼筋の障害	外傷性数値			
エ 眼筋の障害	眼筋の障害	外傷性数値				
オ 外傷性数値	外傷性数値					
④	ア 視力の障害	イ 聴覚機能の障害	ウ 運動障害	エ 眼筋の障害	オ 外傷性数値	
ア 視力の障害	視力	聴覚機能の障害	運動障害	眼筋の障害	外傷性数値	
イ 聴覚機能の障害	聴覚機能	運動障害	眼筋の障害	外傷性数値		
ウ 運動障害	運動障害	眼筋の障害	外傷性数値			
エ 眼筋の障害	眼筋の障害	外傷性数値				
オ 外傷性数値	外傷性数値					

[illegible]

改正後の診断書様式

[illegible][illegible]

診断書記載例(①欄、せき髄損傷の場合)

労働者災害補償保険診断書

障害(補償)等給付請求用

氏名	労災 太郎	生年月日	平成〇年1月1日
傷病名	せき髄損傷	負傷又は発病年月日	令和〇年4月1日
障害の部位	頸髄	初診年月日	令和〇年4月1日
既往歴	なし	治癒(症状固定)年月日	令和〇年3月1日
既存障害	なし		

及療養の経過

令和〇年4月1日、作業中に高所から転倒し受傷。同日当院へ救急搬送され、CT撮影し上記診断を行った。初診時から両上下肢完全麻痺あり。リハビリ加療継続するも改善なく、現在は自宅にて経過観察中。

各部位の障害の状態の詳細

各部位の障害について、該当項目有・無に○印を付け各欄に検査数値や所見等を記入してください。

① 又神は経 精系 系統 の 障 機 害 能	ア 高次脳機能障害の有無	有・ ☒ 無	イ 身体機能障害の有無(麻痺等)	☒ 有・無				
	ウ 非器質性の精神障害の有無	有・ ☒ 無	エ その他、疼痛などの神経障害	☒ 有・無				
	【神経系統の機能又は精神の障害の注意事項】 ※上記のいずれかの障害について記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。 ※上記ア、イが有の場合はMRI等の検査所見を記入するか、または各種検査所見を添付してください。 ※上記エが受傷部位に生じた疼痛の場合、i 常時疼痛を残す状態か、ii iに加え、時には強度の疼痛のため、通常の労務にも支障が生ずる状態かも併せて⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。							
② 胸 腹 部 臓 器 の 障 害	ア 呼吸器の障害	有・無	イ 循環器の障害の有無	有・無				
	ウ 腹部臓器の障害	有・無	エ 泌尿器の障害の有無	有・無				
	オ 生殖器の障害	有・無						
	【胸部臓器の障害の注意事項】 ※上記のいずれかの障害について記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて各種検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。							
③ 眼 の 障 害	ア 視力障害		イ 調節機能障害	ウ 運動障害	エ 眼瞼の障害(以下のa-eに該当するものがある場合は○を記入してください)	オ 外傷性散瞳		
	裸眼	矯正	調節力	注視野障害	a 欠損障害 b まつげはげ c 運動障害(開瞼・閉瞼障害)	瞳孔の対光反射が著しく障害され、著明な差明を訴えるもの	瞳孔の対光反射が不十分であり、差明を訴えるもの	
	右		() D	有・無	有・無	有・無	有・無	
	左		() D	有・無	有・無	有・無	有・無	
	カ 複視	正面視	正面視以外	キ 視野障害	半盲	視野狭窄	視野変状(暗点、視野欠損)	
		有・無	有・無					
	【眼の障害の注意事項】 ※上記のいずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。 ※視力(万国式視力表)、ヘススクリーンテスト(Hess赤緑試験)、ゴールドマン型視野計などの検査所見を⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入するか、または各種検査結果を添付してください。また、参考検査として自動視野計などの他の検査所見についても可能な範囲で⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入する。併せて眼症状の原因となる前眼部、中間透光体、眼底などの他覚的所見を⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。 ※「エ 眼瞼の障害」が有の場合は、⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。							

【お願い】

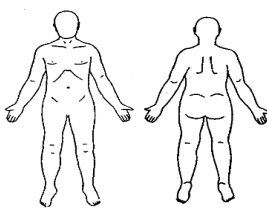
この診断書は、労働者災害補償保険の障害(補償)等給付の決定を行うために作成をお願いするものです。記入漏れや疑義が生じた場合は、作成された医師に照会させていただきますので、ご承知おき下さい。

「各部位の障害の状態の詳細」について、残存障害のある各部位の障害の項目番号、当該部位の記載欄に掲げる障害の有無について○を記入して下さい。

各部位の障害に該当ありの場合、各部位に記載されている【注意事項】をご確認の上、その障害の詳細について、⑩の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記載してください。併せて、MRI等の検査所見についても⑩欄に記載するか、各種検査結果を添付してください。

残存障害がない部位については、斜線を引いてください。

診断書記載例(④欄、耳の障害の場合)

④ 耳 の 障 害	検査日		ア 平均純音聴力レベル (6分式)		イ 最高明瞭度 (語音)		ウ 耳介の欠損		エ 耳鳴		
	第1回	○年	右	50	dB	50	%	a 耳介の1/2以上の欠損	b その他	a 耳鳴に係る検査により著しい耳鳴が常時ある	b その他
		○月	左	60	dB	70	%	右 有・無	有・無	右 有・無	有・無
		○日									
	第2回	○年	右	46	dB	45	%	左 有・無	有・無	左 有・無	有・無
		○月	左	57	dB	60	%	オ 耳漏の有無		左 有・無	有・無
		○日									
	第3回	○年	右	44	dB	40	%	右 有・無	有・無		
		○月	左	59	dB	65	%	左 有・無	有・無		
		○日									
【耳の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、純音聴力レベル、ピッチ・マッチ検査及びラウドネス・バランス検査などの検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※「ウ 耳介の欠損」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。 ※「オ 耳漏の有無」について、常時耳漏が生じている場合にその有無を記載欄に記入してください。											
⑤ 鼻 の 障 害	ア 鼻軟骨部の欠損				イ 鼻の機能障害						
	全部又は大部分		一部欠損		鼻呼吸困難		嗅覚脱失		嗅覚減退		
	有・無		有・無		有・無		有・無		有・無		
【鼻の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、T&Tオルファクトメータ等の検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※「ア 鼻軟骨部の欠損」が有の場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください。											
⑥ 口 の 障 害	ア そしゃく機能の障害 ※該当する項目に○を記入してください		イ 言語機能の障害 ※該当する項目に○を記入してください		ウ 歯牙障害						
	流動食以外は摂取できない		4種の語音のうち、3種以上発音が不能		歯科補てつを加えた歯数を記入してください。 ただし、「歯科補てつ」を加えたものは、現実に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつをいい、有床義歯又は架橋義歯等を補綴した場合における支台冠又は鉤の装着歯やボルト・インレーを行うに留まった歯牙は補てつ歯数に算入しません。						
	粥食又はこれに準ずる程度の飲食物以外摂取できない		4種の語音のうち、2種の発音が不能		7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7						
	固形食物の中でもそしゃくできない又はそしゃくが十分でないものがある		4種の語音のうち、1種の発音が不能		該当歯計歯 ※今回の事故により歯科補てつを加えた歯のみを記入してください						
	エ 味覚障害		オ その他の障害		今回の事故等の前に喪失又は「歯科補てつ」を加えた歯の有無						
	味覚脱失		声帯麻痺による著しいかすれ声		有・無 (有の場合は下の欄に記入してください)						
	味覚減退		開口障害等によるそしゃく機能の低下								
	有・無		有・無								
	有・無		有・無								
	【口の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、濾紙ディスク法による味質などの検査所見を記入するか、または各種検査結果を添付してください。 ※「ウ 歯牙障害」について、今回の事故等の前に、既に喪失又は著しく欠損した歯牙に対する補てつを行った歯が有の場合は、以下の表に記入してください。										
今回の事故等の前に喪失や「歯科補てつ」を加えた歯がある場合 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 該当歯計歯											
⑦ 醜 状 障 害	ア 外貌			イ 上肢・下肢・その他							
	頭部	顔面部	頸部	上肢	下肢	その他の部位					
	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無					
	(醜状の大きさ、形態等を以下に図示するか、その状態が分かる資料等を添付してください)										
											
【醜状障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。											

「各部位の障害の状態の詳細」について、残存障害のある各部位の障害の項目番号、当該部位の記載欄に掲げる障害の有無について○を記入して下さい。

各部位の障害に該当ありの場合、各部位に記載されている【注意事項】をご確認の上、その障害の詳細について、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記載してください。併せて、各種検査所見についても⑪欄に記載するか、各種検査結果を添付してください

耳介の欠損が有り場合は、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に図示するか、その状態が分かる資料等を添付して下さい記載してください

残存障害がない部位については、斜線を引いてください。

診断書記載例(⑨欄、上肢の障害の場合)

⑧ せき柱及びその他の骨	ア せき柱の変形障害			イ 頸椎部、胸腰椎部の運動障害 (障害のある運動に○を付け、下記「⑩上下肢等関節角度測定表」にその可動域角度を記入してください。)								
	圧迫骨折の有無	固定術の有無	椎弓切除術の有無	前屈		後屈						
				右回旋		左回旋						
	有・無	有・無	有・無	右側屈		左側屈						
	ウ その他体幹骨の変形の有無 (無体になって変形が明らかにわかる程度のものがある場合に、下記①～⑤に○を記入してください。)			エ せき柱の荷重機能障害 (該当する障害がある場合は、下記①、②いずれかに○を記入してください。)								
	①鎖骨 ②胸骨 ③肋骨 ④肩甲骨 ⑤骨盤骨			①頸部及び腰部の両手の保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするもの			②頸部又は腰部のいずれかの保持に困難があり、常に硬性補装具を必要とするもの					
	【せき柱及びその他の体幹骨の障害の注意事項】 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について④の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、各種検査所見を記載するか、または検査結果を添付してください。											
	⑨ 欠障害(離断部位を下図に図示してください。)											
	上肢			手指								
	(右)			(左)			(右)			(左)		
下肢			足指									
(右)			(左)			(右)			(左)			
イ 短縮障害		右下肢長	cm	(部位と原因)		ウ 変形障害		偽関節(仮関節)の有無及び部位(ゆ合不良)		有	無	(部位)
		左下肢長	cm					変形ゆ合の有無及び部位		有	無	(部位)
※常に硬性補装具が必要等、上記障害の詳細を④の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。												
エ 関節の機能障害の有無		有・無		【上肢及び下肢の障害の注意事項】 ※左記に関節の機能障害の有無に○をしてください。有の場合は④の「上下肢等関節角度測定表」に測定結果を記入してください。 ※上記いずれかの障害を記載した場合は、その障害の状態の詳細について④の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記入してください。併せて、各種検査所見を記入するか、または検査結果を添付してください。								

「各部位の障害の状態の詳細」について、残存障害のある各部位の障害の項目番号、当該部位の記載欄に掲げる障害の有無について○を記入して下さい。

切断、離断部位がある場合は、その部位が分かるよう記載して下さい。

各部位の障害に該当ありの場合、各部位に記載されている【注意事項】をご確認の上、その障害の詳細について、⑪の「障害の状態及びXP等の所見」欄に記載してください。併せて、各種検査所見についても⑪欄に記載するか、各種検査結果を添付してください

⑩ 上下肢等関節角度測定表

運動方向 部位		屈 曲(前屈)		伸 展(後屈)		回 旋		側 屈			
						右	左	右	左		
頭 部											
胸 腰 部											
運動方向 部位		肩関節		運動方向 部位		ひじ関節		手関節			
		右	左			右	左	右	左		
屈 曲(前方拳上)				屈 曲(掌屈)							
伸 展(後方拳上)				伸 展(背屈)							
外 転(側方拳上)				橈 屈							
内 転				尺 屈							
外 旋				運動方向 部位		前腕					
内 旋						右		左			
				回 内							
				回 外							
(手指)											
関節名 部位		中手指節関節 (MP)		指節間関節 (IP)		部位		右		左	
		右	左	右	左						
母 指	屈 曲	40	60	45	80	橈側外転 掌側外転		40	60		
	伸 展	5	10	5	10			50	90		
関節名 部位		中手指節関節 (MCP)		近位指節間関節 (PIP)		遠位指節間関節 (DIP)					
		右	左	右	左	右	左				
示 指	屈 曲	30	90		100		80				
	伸 展	10	45		0		0				
中 指	屈 曲	60	90	50	100	40	80				
	伸 展	30	45	0	0	0	0				
環 指	屈 曲	90	90	100	100	80	80				
	伸 展	45	45	0	0	0	0				
小 指	屈 曲	90	90	100	100	80	80				
	伸 展	45	45	0	0	0	0				

関節の機能障害の有無について○を記載するとともに、有りの場合は、必ず⑩欄の「上下肢等関節角度測定表」に測定結果を記載してください。

測定表のうち、障害のある必要部分のみ記載してください。また、患側だけでなく、健側も記載してください。

原則、他動運動により測定してください。自動運動で測定した場合は、その理由を⑩欄の測定表の下に記載欄に記入して下さい。

診断書記載例

⑩ 上下肢等関節角度測定表									
部位		股関節		部位		ひざ関節		足関節	
運動方向		右	左	運動方向		右	左	右	左
屈 曲				屈 曲(底屈)					
伸 展				伸 展(背屈)					
外 転									
内 転									
外 旋									
内 旋									
(足指)									
関節名		中足指節関節 (MTP)		指節間関節 (IP)					
部位		右	左	右	左				
第1足指	屈 曲								
	伸 展								
関節名		中足指節関節 (MTP)		近位指節間関節 (PIP)		遠位指節間関節 (DIP)			
部位		右	左	右	左	右	左		
第2足指	屈 曲								
	伸 展								
第3足指	屈 曲								
	伸 展								
第4足指	屈 曲								
	伸 展								
第5足指	屈 曲								
	伸 展								

※本測定表のうち、必要部分のみ記入してください。また、患側のみならず健側も測定してください。
※原則、他動運動により測定してください。自動運動で測定した場合には、その理由を以下に記入してください。

(自動運動で測定した理由)

⑪ 障害の状態及びXP等の所見
(上記①～⑨で該当ありの場合、当該障害の詳細、検査所見等について記入するか、または各種検査結果等を添付してください。)
(図で示すことができるものは図解してください。)

労 災 保 険 制 度 の ア フ タ ー ケ ア の 必 要 性	有	①	※有無のいずれかに○をしてください。アフターケアの対象となるケガや病気は定められており、一定の障害等級などを対象者の要件としています。複数の障害がある場合は、アフターケアの必要性が認められる上記①～⑨の障害の番号を全て記入してください。
	無		

上記のとおり診断します。

〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 電話 (03) 1234-〇〇〇〇

所 在 地 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

名 称 霞ヶ関総合病院

診 断 担 当 者 (診療科) (氏名)

氏 名 等 整形外科 基準 花子

上記①～⑨の障害について記載した場合は、その障害の詳細について、具体的に記載するとともに、障害が生じている部位を身体図に明示してください。

併せて、各種検査所見についてもこの欄に記載するか、各種検査結果を添付してください

疼痛等の神経症状を残す場合は、その程度についても記載してください。

アフターケアの必要性についてその有無を○で記載してください。また、上記①～⑨のどの障害かも併せて記載してください。

アフターケア制度については、対象となる傷病、措置内容が限定されています。詳細は以下のリンクをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000065527_0004.html

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	011(709)2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017(734)4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019(604)3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎	022(299)8843
秋田	010-0951	秋田市山王7-1-3 秋田合同庁舎	018(883)4275
山形	990-8567	山形市香澄町3-2-1 山交ビル	023(624)8227
福島	960-8513	福島市花園町5-46 福島第二地方合同庁舎	024(536)4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1-8-31 茨城労働総合庁舎	029(224)6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028(634)9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎	027(896)4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048(600)6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043(221)4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03(3512)1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045(211)7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025(288)3506
富山	930-8509	富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎	076(432)2739
石川	920-0024	金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎	076(265)4426
福井	910-8559	福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎	0776(22)2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1-1-11	055(225)2856
長野	380-8572	長野市中御所1-22-1	026(223)0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058(245)8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎	054(254)6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2-3-1 名古屋広小路ビルヂング	052(855)2147
三重	514-8524	津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎	059(226)2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077(522)6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075(241)3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4-1-67 大阪合同庁舎第2号館	06(6949)6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー	078(367)9155
奈良	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル	0742(32)1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎	073(488)1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2-89-9	0857(29)1706
島根	690-0841	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎	0852(31)1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎	086(225)2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第2号館	082(221)9245
山口	753-8510	山口市河原町6-16 山口地方合同庁舎2号館	083(995)0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
香川	760-0019	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087(811)8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎	089(935)5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39 高知労働総合庁舎	088(885)6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館	092(411)4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎	0952(32)7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095(801)0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096(355)3183
大分	870-0037	大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル	097(536)3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3-1-22 宮崎合同庁舎	0985(38)8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館NNビル	099(223)8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	098(868)3559

労災保険に関する詳しい情報・お問い合わせ

最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

■全国の労働基準監督署 一覧



■労災保険相談ダイヤル

0570-006031 (平日8:30~17:15)

精神障害の労災補償や労災保険給付などに関する一般的な質問は、こちらでも受け付けています。
※ご利用には通話料がかかります。